

公契約関係競売入札妨害事件に関する  
調査報告書

令和2年3月6日

公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会

## 目次

1	はじめに	1
2	特別委員会の設置	2
	(1) 設置の経緯	
	(2) 委員の定数	
	(3) 調査事項	
	(4) 調査権限	
	(5) 調査期限	
	(6) 委員の氏名	
3	調査の概要	3
	(1) 調査方法	
	(2) 委員会の開催状況	
	(3) 調査のため提出を求めた書類等	
4	調査の結果	13
	(1) 原因について	
	① 明らかになった事実関係	
	② 職員・業者アンケート結果等	
	③ 問題点・指摘事項等	
	(2) 再発防止対策について	
	① 市が行う再発防止対策	
	② 指摘事項・改善に向けての意見等	
	(3) 議会の取り組み	
5	おわりに	16

### 【資料】

- 資料1 公契約関係競売入札妨害事件に対する申入書
- 資料2 公契約関係競売入札妨害事件に対する提言書

## 1 はじめに

磐田市が発注した平成 29 年度（仮称）子ども図書館改修工事（機械設備）を巡り、平成 31 年 2 月 1 日、公契約関係競売入札妨害容疑で前副市長、元都市整備課長及び工事を受注した機械設備会社元支店長が逮捕された。また同年 2 月 22 日には逮捕された 3 名が公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

このような状況を受け、今後二度と不祥事が発生しないよう、二元代表制の一翼を担う議会としての責任を果たすため、同年 2 月定例会において、地方自治法第 109 条及び磐田市委員会条例第 6 条の規定により、原因究明と再発防止策を調査する特別委員会の設置に関する決議が全議員により発議され、可決された。これにより同日、地方自治法第 98 条の権限を委任された公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）が設置された。

特別委員会は 23 回にわたり開催され、市当局から提供された資料の説明及び質疑、委員による意見交換を重ねてきた。

これまで令和元年 8 月 19 日に公契約関係競売入札妨害事件に対する申入書、同年 12 月 13 日には公契約関係競売入札妨害事件に対する提言書を、議長より市長にそれぞれ提出した。

市当局は、本市議会の提言と第三者委員会である再発防止対策検証委員会の提言を受け、同年 12 月 26 日「公契約関係競売入札妨害事件の概要と再発防止策」を発表した。

これにより、特別委員会の目的である原因究明と再発防止策の調査について、役割を果たしたことから、これまで特別委員会が調査した内容を以下報告する。

## 2 特別委員会の設置

### (1) 設置の経緯

平成31年2月1日の前副市長、元都市整備課長、機械設備会社元支店長の逮捕を受け、同年2月4日議員懇談会にて市当局から、逮捕後の市の対応等について報告を受けた。

その後、数回の会派代表者会議を経て、同年3月13日の議会運営委員会で、公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会の設置を求める決議について協議し、全会一致で本会議へ提出することとなった。

2月定例会最終日にあたる同年3月18日、全議員発議による「公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会の設置を求める決議」が提出され可決した。

### (2) 委員の定数

7名

### (3) 調査事項

- ① 公契約関係競売入札妨害事件に関する原因究明について
- ② 公契約関係競売入札妨害事件を踏まえた再発防止策について

### (4) 調査権限

本議会は、(3)に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を特別委員会に委任する。

### (5) 調査期限

特別委員会は、(3)の調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

### (6) 委員の氏名

委員長	鈴木	喜文
副委員長	芦川	和美
委員	根津	康広
委員	寺田	辰蔵
委員	虫生	時彦
委員	小柳	貴臣
委員	鈴木	正人

### 3 調査の概要

#### (1) 調査方法

調査の過程で必要とする資料を地方自治法第 98 条に基づき、当局に請求した。さらに説明員として関係職員の委員会出席を要請し、必要に応じて説明を求め、質疑を行った。

なお、裁判（初公判、判決公判）に関する調査を行った際に使用した公判の記録は、当局が傍聴し、公判の内容を書き留めた記録を基に、公判の概要として作成したものであるため、必ずしも全て公判の発言と一致しているとは限らず、聞き違いや書き誤り等も存在する可能性も否定できないことから、参考資料として扱い、委員会終了後、回収した。また、傍聴する記者や一般傍聴者の資料の取り扱いも同様とした。

#### (2) 委員会の開催状況

**第 1 回 平成 31 年 3 月 18 日（月） 15 時 10 分から**

＜概要＞

正副委員長の互選を行い、委員長に鈴木喜文委員を、副委員長に芦川和美委員を互選した。

**第 2 回 平成 31 年 3 月 25 日（月） 8 時 58 分から**

＜協議事項＞

1. 事件後の経過及び市の対応について
2. 職員実態調査について
3. その他

＜概要＞

事件後の経過及び市の対応に関し当局より説明を受け、質疑を行った。続いて、今回の事件を受けて全職員を対象に実施する職員実態調査（アンケート）に関する質疑を行った。

質疑終了後、委員長が原因究明と再発防止策を協議するため、必要とする資料を次回特別委員会開催までに会派ごと提出するよう、各委員に求めた。

### 第3回 平成31年4月1日（月） 9時54分から

#### <協議事項>

1. 今後必要とする資料等正副委員長案の確認について
2. 意見交換
3. その他

#### <概要>

第2回特別委員会で委員長が依頼した必要とする資料について、各会派が提出した案の内容や理由を委員が説明した。同時に重複等を考慮の上、正副委員長でまとめた案を提示し、了承された。また、当局から説明を受ける中で新たな疑義が生じた場合は、資料の追加を求めることができることを確認した。

### 第4回 平成31年4月10日（水） 13時26分から

#### <協議事項>

1. 設計審査、入札等制度に関する事務について
2. 意見交換
3. その他

#### <概要>

特別委員会からの要求に基づき、当局から下記資料が提出された。

1. 入札制度等について
2. 建設工事の設計・積算から完成検査までの流れ
3. 予定価格事前公表の経緯
4. 磐田市建設事業審査委員会規程
5. 入札参加資格設定調査書、入札調書（平成29年度（仮称）子ども図書館改修工事（機械設備））

上記の資料を基に設計審査、入札等制度に関する事務の説明を受け、質疑を行った。

質疑終了後の委員間の意見交換では、予定価格を事前公表に変更したことはもう一度検証すべき等の意見があった。

### 第5回 平成31年4月17日（水） 13時25分から

#### <協議事項>

1. 再発防止対策本部会議、調査部会について
2. 再発防止対策本部長及び副本部長のヒアリング結果について
3. 意見交換
4. その他

<概要>

特別委員会からの要求に基づき、当局から下記資料が提出された。

1. 事件後の経過及び市の対応について（報告）
2. 再発防止対策本部会議（第1回）会議概要（報告）
3. 再発防止対策本部会議（第2回）会議概要（報告）
4. 調査部会の経緯と審査事項について
5. 本部長・副本部長職員ヒアリングについて

上記の資料を基に再発防止対策本部会議、調査部会及び再発防止対策本部長及び副本部長のヒアリング結果の説明を受け、質疑を行った。

質疑終了後の委員間の意見交換では、法令遵守について再度確認すべき等の意見があった。

また、新たに平成29年度（仮称）子ども図書館改修工事（機械設備）の工事費内訳書の資料を要求することとした。

**第6回 平成31年4月25日（木） 9時56分から**

<協議事項>

1. 当局から提出された資料の説明及び質疑
2. 意見交換
3. その他

<概要>

特別委員会からの要求に基づき、当局から下記資料が提出された。

1. 工事費内訳書（平成29年度（仮称）子ども図書館改修工事（機械設備）
2. 入札参加停止通知書（写）
3. 磐田市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱
4. 磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱
5. 磐田市職員の公益通報に関する規程（概要）
6. 磐田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
7. 現在までのコンプライアンス、倫理規程に関わる職員研修

上記の資料を基に業者罰則、磐田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の説明を受け、質疑を行った。

質疑終了後の委員間の意見交換では、公益通報制度の運用や前副市長の退職金返還等についての意見があった。

また、新たに再発防止対策本部会議の会議録及び職員実態調査（アンケート）の資料を要求することとした。

## 第7回 令和元年5月15日(水) 9時55分から

### <協議事項>

1. 当局から提出された資料の説明及び質疑
2. 意見交換
3. その他

### <概要>

特別委員会からの要求に基づき、当局から下記資料が提出された。

1. 再発防止対策本部会議(第1回)議事録
2. 再発防止対策本部会議(第2回)議事録
3. 再発防止対策本部会議(第3回)議事録
4. 磐田市職員実態調査(アンケート)の集計結果【速報】

上記の資料を基に再発防止対策本部会議の概要、職員実態調査(アンケート)結果【速報】の説明を受け、質疑を行った。

質疑終了後の委員間の意見交換では、職員実態調査(アンケート)結果から倫理規程の認識や公益通報制度の活用等の意見があった。

また、新たに公契約関係競売入札妨害事件の公判概要(初公判)の資料を要求することとした。

## 第8回 令和元年5月29日(水) 9時54分から

### <協議事項>

1. 当局から提出された資料の説明及び質疑
2. 意見交換
3. その他

### <概要>

特別委員会からの要求に基づき、当局から下記資料が提出された。

1. 公契約関係競売入札妨害事件の公判概要(初公判)

上記の資料を基に公契約関係競売入札妨害事件の初公判(令和元年5月13日開廷)の概要について説明を受け、質疑を行った。なお、資料は質疑終了後当局が回収した。(3ページ3(1)の記述参照)

質疑終了後の委員間の意見交換では、再発防止のための第一次提言を提出すべき等の意見があった。



## 第9回 令和元年7月5日（金） 9時57分から

### <協議事項>

1. 公契約関係競売入札妨害事件に対する申し入れについて
2. 意見交換
3. その他

### <概要>

第8回の特別委員会で意見が出た第一次提言としての中間の申し入れについて協議を行った。事前に示した申し入れのたたき台を基に、各会派からの意見を集約した。各会派からの意見をまとめ、次回、申し入れ案を作成することとした。

## 第10回 令和元年7月25日（木） 13時26分から

### <協議事項>

1. 当局から提出された資料の説明及び質疑
2. 公契約関係競売入札妨害事件に対する申し入れについて
3. 意見交換
4. その他

### <概要>

特別委員会からの要求に基づき、当局から下記資料が提出された。

1. 公契約関係競売入札妨害事件の公判概要（判決公判）
2. 第1回再発防止対策検証委員会の概要

上記の資料を基に公契約関係競売入札妨害事件の判決公判（令和元年6月26日開廷）の概要について当局より説明を受け、質疑を行った。なお、資料は質疑終了後当局が回収した。（3ページ3(1)の記述参照）

次に第1回再発防止対策検証委員会の概要の説明を当局から受け、質疑を行った。

質疑終了後、公契約関係競売入札妨害事件に対する中間の申し入れについて協議を行い、各会派からの意見を参考に申し入れの方向性を決定した。

また、委員間の意見交換では、倫理規程の理解度について等の意見があった。

## 第11回 令和元年8月8日(木) 13時23分から

### <協議事項>

1. 公契約関係競売入札妨害事件に対する申し入れについて
2. 意見交換
3. その他

### <概要>

各会派からの意見をまとめた公契約関係競売入札妨害事件に対する申入書(案)を委員長が提示し、承認された。

## 第12回 令和元年8月28日(水) 9時から

### <協議事項>

1. 当局から提出された資料の説明及び質疑
2. 意見交換
3. その他

### <概要>

特別委員会からの要求に基づき、当局から下記資料が提出された。

1. 職員実態調査(アンケート)結果報告書
2. 事業所アンケート調査結果報告書

上記の資料を基に職員実態調査(アンケート)、事業所アンケートの調査結果の説明を当局から受け、質疑を行った。

また、委員間の意見交換では、ガバナンス、入札制度の検証等についての意見があった。

## 第13回 令和元年10月9日(水) 9時55分から

### <協議事項>

1. 今後の特別委員会のすすめ方について
2. 提言に向けた意見交換
3. 当局から提出された資料の説明及び質疑
4. その他

### <概要>

提言に向け、今後の特別委員会の予定及び協議内容等について委員間で意見交換を行った。提言書の内容は市長に提出した申入書を基本とし、これまでの特別委員会で明らかになった事項に加え、市が作成した「公契約関係競売入札妨害事件の概要と再発防止策(たたき台)」の説明・質疑を行った後、さらに必要な事項を盛り込むこととした。

また、特別委員会からの要求に基づき当局から提出された下記資料に

ついて、説明を受け、質疑を行った。

1. 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図
2. 平成 29 年度（仮称）子ども図書館改修工事（機械設備）見積額比較表
3. 第 2 回 再発防止対策検証委員会の議事録（概要）

#### 第 14 回 令和元年 10 月 28 日（月） 10 時から

<協議事項>

1. 当局から提出された資料の説明及び質疑
2. 意見交換
3. その他

<概要>

特別委員会からの要求に基づき、当局から下記資料が提出された。

1. 職員実態調査（アンケート）結果報告書（追加調査）
2. 公契約関係競売入札妨害事件の概要と再発防止策（たたき台）

上記資料の説明を当局から受け、質疑を行った。また、委員間の意見交換では、提言までのスケジュール等の意見があった。

最後に、委員長が提言に向け、会派ごとに提言すべき内容を提言書案としてまとめ、次回までに提出するよう依頼した。

#### 第 15 回 令和元年 11 月 6 日（水） 9 時 56 分から

<協議事項>

1. 当局に対する質問事項について
2. 提言について
3. その他

<概要>

当局が作成した、たたき台について、特別委員会が文書で質疑を行ったところ、文書にて当局から回答があった件について委員長から報告があった。その後、各会派から提出された提言書案について説明があった。

#### 第 16 回 令和元年 11 月 13 日（水） 9 時 59 分から

<協議事項>

1. 提言について
2. その他

<概要>

第15回特別委員会で、各会派から説明があった提言案を項目別にまとめ協議した。提言案の内容について意見交換を行い、委員の意見を参考として、提言書の素案を次回までに委員長案として作成し、最終提言に向けて協議することとなった。

**第17回 令和元年11月20日（水） 9時55分から**

<協議事項>

1. 提言について
2. その他

<概要>

事務局より提言の法的根拠や有効性の調査結果の報告があり、質疑を行った。その後、前回協議した提言書の項目について、委員長がまとめた提言書案を提示し、質疑を行った。

**第18回 令和元年11月27日（水） 9時56分から**

<協議事項>

1. 提言について
2. その他

<概要>

提言書の最終案作成に向け協議を行った。委員より、内部統制、監視体制等について意見があり、提言書へ反映することとし、次回提言書の最終案を示すこととした。

**第19回 令和元年12月11日（水） 9時53分から**

<協議事項>

1. 提言について
2. その他

<概要>

各会派からの意見をまとめた公契約関係競売入札妨害事件に対する提言書の最終案を委員長が提示し、承認された。

**第20回 令和元年12月24日（火） 11時20分から**

＜協議事項＞

1. 公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会の報告について
2. その他

＜概要＞

委員長より、特別委員会廃止に向けた日程について説明があった。また、報告書に記載すべき内容を協議した。

**第21回 令和2年1月31日（金） 9時55分から**

＜協議事項＞

1. 公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会の報告について
2. その他

＜概要＞

事前に委員に配布した報告書正副委員長案について協議を行い、委員から出た意見を参考に、次回報告書の最終案を示すこととした。

**第22回 令和2年2月12日（水） 10時4分から**

＜協議事項＞

1. 公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会の報告について
2. その他

＜概要＞

公契約関係競売入札妨害事件に関する調査報告書の最終案を委員長が提示し、委員から出た意見の取り扱いについては、正副委員長一任とし、令和2年2月定例会で最終報告を行うこととした。

**第23回 令和2年2月20日（木） 13時29分から**

＜協議事項＞

1. 公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会の廃止について
2. その他

＜概要＞

特別委員会に委任された事項の調査が終了し、目的を果たしたため、最終報告を令和2年2月定例会で行ない、委員会を廃止することとした。

(3) 調査のため提出を求めた書類等

調査のため、当局に下記資料の提出を求めた。

提出書類	提出期限
<ul style="list-style-type: none"><li>・設計審査、入札、契約制度等に関する資料</li><li>・ひと・ほんの庭 にこっとの一般競争入札の資料</li></ul>	平成 31 年 4 月 8 日
<ul style="list-style-type: none"><li>・第 1 回、第 2 回再発防止対策本部会議、調査部会の議事録</li><li>・再発防止対策本部長及び副本部長のヒアリング結果</li></ul>	平成 31 年 4 月 15 日
<ul style="list-style-type: none"><li>・事件後の経過及び市の対応について（追加分）</li></ul>	随時
<ul style="list-style-type: none"><li>・業者に対する罰則基準</li><li>・公益通報制度に関する資料</li><li>・退職者を含む職員の懲戒制度</li><li>・事件後の職員研修の資料</li><li>・現在までのコンプライアンス、倫理規程に関わる職員研修の資料</li><li>・平成29年度（仮称）子ども図書館改修工事（機械設備）の工事費内訳書</li></ul>	平成 31 年 4 月 23 日
<ul style="list-style-type: none"><li>・第 1 回から第 3 回までの再発防止対策本部会議の議事録</li><li>・職員アンケート調査結果</li></ul>	令和元年 5 月 13 日
<ul style="list-style-type: none"><li>・初公判（5 月 13 日開廷）傍聴記録要旨</li></ul>	令和元年 5 月 27 日
<ul style="list-style-type: none"><li>・判決公判（6 月 26 日開廷）傍聴記録要旨</li><li>・第 1 回再発防止対策検証委員会の議事録</li></ul>	令和元年 7 月 23 日
<ul style="list-style-type: none"><li>・職員実態調査（アンケート）結果</li><li>・事業所アンケート調査結果</li></ul>	令和元年 8 月 23 日
<ul style="list-style-type: none"><li>・工事作業所災害防止協議会兼施工体系図</li><li>・平成 29 年度（仮称）子ども図書館改修工事（機械設備）の見積額比較表</li><li>・第 2 回再発防止対策検証委員会の議事録</li></ul>	令和元年 10 月 7 日

## 4 調査の結果

### (1) 原因について

#### ① 明らかになった事実関係

- ・前副市長が、市長より（仮称）子ども図書館の工事費が安価にならないかとの相談を受け、同施設の当時の施工業者であり、メンテナンスを行っていた機械設備会社社員に協力依頼を行った。
- ・前副市長は、特命随意契約で機械設備業者に依頼しても良いと考えていたが、工事内容が既存の改修に加え、新設も含まれた工事であり、市は一般競争入札で業者を決定することとなった。
- ・機械設備会社元支店長が、前副市長に工事の予定価格を教示するよう依頼した。
- ・前副市長は元都市整備課長に予定価格を教えるよう依頼した。
- ・元都市整備課長は公務員として守秘義務があること等を認識しながらも、30年以上の長い期間にわたり上司であった前副市長の依頼を断れなかった。元都市整備課長は設計担当者に予定価格を教えるよう依頼し、概算の予定価格を前副市長に伝えた。また、決定された予定価格を再度、担当者から聞き出し前副市長に伝え、前副市長から機械設備会社元支店長に伝えられた。

#### ② 職員・業者アンケート結果等

- ・磐田市職員倫理規程を50%の職員が読んでいないと回答した。
- ・62.9%の職員が公益通報制度を知らないと回答した。また、過去に1件、実名で制度を利用し通報があった。
- ・職場においてコンプライアンスの面で気になることは「特になし」と回答した職員が20.6%と最も多かった。
- ・過去1年間に市民や業者等から不当な要求を受けた職員は37名おり、そのうち3名が、要求に応じることが正しくないと認識しながらも、相手の意向を無視すると今後の業務に影響が出ることをおそれ、要求に応じていた。
- ・業者の意見として、予定価格の事前公表は、入札者が発注者から予定価格を探り出す不正行為の防止等のメリットがある一方、予定価格から推定できる最低価格金額に近い競争になり、工事内容の質の低下につながる等のデメリットがあるといった双方の意見があった。

#### ③ 問題点・指摘事項等

今回の事件に至った原因は複数考えられる。まず、公務員としての守秘義務を認識しながら、長年の付き合いから予定価格を漏洩したことはコンプライアンス意識の低下や、上司の命令を断れない職場の環境に問

題がある。また、磐田市職員倫理規程や公益通報制度についての認識が低いことも問題と考える。

次に、前副市長が経費削減のため協力を依頼した機械設備業者と、特命随意契約で締結できると考えていた件も含め入札制度に課題があった。単に業者に協力依頼するのではなく、設計を委託として発注する等、設計・見積の考え方も検討すべきと考える。また予定価格を事前公表にしたが、業者アンケート結果も踏まえ、定期的な見直しが必要である。

最後に前副市長、元都市整備課長、担当課職員のうち、いずれかの者が予定価格の提示を断っていれば、今回の事件は発生しなかった。職員の監視体制や、不正を起こさない意識が不足していたことも問題であった。

## (2) 再発防止対策について

### ① 市が行う再発防止対策

- ・職員一人ひとりの服務規律の確保と倫理意識の向上
- ・管理監督者のマネジメント能力の向上と職場風土の改善
- ・不祥事を発生させないための組織づくり
- ・市長等の政治倫理向上に向けた取り組み
- ・入札制度等に関する見直し

### ② 指摘事項・改善に向けての意見等

磐田市職員倫理規程をまず理解し、正しく行動することが、服務規律の確保と倫理意識の向上につながる。そのため、理解度を高める定期的な研修等が必要である。

今回の事件は、長年に渡る上司と部下の関係や、組織内の危機管理意識も原因であることから、管理監督者のマネジメント能力の向上を確固たるものにするため、内部統制の仕組みづくりの確立も必要である。このことにより職場風土の改善にも寄与すると考える。

組織づくりでは、各種研修のほか、公益通報制度においては匿名の通報にも対応する等、活用しやすい制度にして不祥事等の未然防止を図り、公務員としての服務・倫理観を見直す必要がある。また、コンプライアンス委員会を設置するにあたっては、幅広く外部有識者等の意見も参考にする体制が必要である。

入札制度は、建設事業審査委員会の監視体制強化のほか、近隣自治体の現状等も参考にし、定期的な見直しを図るべきである。

最後に、今回の事件で失った市民の信頼を回復するためには、事件の原因と再発防止策等の積極的な周知と、結果報告が求められる。



### (3) 議会の取り組み

議会は当局に対し、再発防止対策に基づいた対応を行うことで失われた市民の信頼を取り戻すことや、職員のコンプライアンス意識が向上し風通しのよい職場環境が構築できるよう求めたところである。このため、特別委員会の調査終了後も引き続き、議会として指針に示された対策の取り組み等を監視していく必要がある。同時に、議員は磐田市議会基本条例を遵守し、議員として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、コンプライアンスの徹底と資質向上に努めながら、良心と責任感を持って行動しなければならない。

## 5 おわりに

前副市長と現職（当時）の課長が逮捕され、刑事罰を受けた今回の事件は、市民の信頼を大きく失う結果になった。今後、市民の信頼を回復するためには、職員が一丸となって、再発防止策を全力で実施するとともに、市議会からの提言を重く受け止め、不祥事を根絶するよう求める。

以上で本委員会の目的である調査は終了するが、市議会として今後も引き続き、定期的に行われる予定の職員・業者アンケートの把握や、コンプライアンス委員会の活動、入札制度等をはじめとした、市政全般の監視機能を一層強化し、二度とこのような事件が起こらないよう責務を果たす覚悟である。また、議会・議員としても、再発防止の観点からコンプライアンスの徹底と資質向上に努め、市民の負託にこたえていかなければならない。

最後に、本委員会の調査にご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げ、公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会の最終報告とする。

令和元年8月19日

磐田市長 渡部 修 様

磐田市議会議員 寺田 幹根



## 公契約関係競売入札妨害事件に対する申入書

前磐田市副市長、元磐田市都市整備課長、元菱和設備株式会社浜松支店長が逮捕、起訴された事件を受け、磐田市議会は原因究明と再発防止策を調査事項とする公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置し、平成31年3月18日の第1回からこれまで11回にわたり特別委員会を開催した。

特別委員会では、市当局から提供された資料の説明及び質疑を通し、原因究明と再発防止策に向けた協議を重ねてきた。

事件の刑事裁判が結審し、市当局が磐田市再発防止対策検証委員会を設置したこと、市長が自らの処分等を議案として提出することにあたり、これまでの特別委員会の議論の経過を踏まえ、磐田市議会として下記の通り申入れを行う。

なお、今後引き続き特別委員会を開催し、最終提言を行う予定である。

## 記

- 1 職員は、法令遵守(コンプライアンス)の徹底、公益通報制度に対する十分な認識と活用など、公務員として倫理の向上に努め、組織の機能強化と再発防止に取り組むこと。また、特別職の倫理規程策定についても検討すること。
- 2 入札制度は、事後公表を事前公表にしたことで問題解決ではなく、十分な検証を行い、透明で公平性のある入札制度の構築に努めること。
- 3 予定されている市長等の処分は、再発防止と市民の信頼回復につながるよう、厳正なものとする。また、退職後も倫理観の保持を規定し、処分も行える制度の検討をすること。

以上

磐田市長 渡部 修 様

磐田市議会議員 寺田 幹



## 公契約関係競売入札妨害事件に対する提言書

前磐田市副市長、元磐田市都市整備課長、元菱和設備株式会社浜松支店長が逮捕、起訴された事件を受け、磐田市議会は原因究明と再発防止策を調査事項とする公契約関係競売入札妨害事件に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置し、平成31年3月18日の第1回からこれまで19回にわたり市当局から提供された資料の説明及び質疑を通し、原因究明と再発防止策に向けた協議を重ねてきた。令和元年8月19日には、公契約関係競売入札妨害事件に関する原因究明と再発防止策について、磐田市議会として申入書を提出した。

その後、特別委員会では検証・議論を重ね、コンプライアンス意識の低下や職場環境の問題、入札制度等複数の原因があると判断し、早急に風通しのよい組織を構築し、市民の信頼を回復することを求め、以下、最終提言を行う。

## 記

## 1 コンプライアンス・ガバナンスについて

- (1) 「(仮称) 磐田市コンプライアンス委員会」は、再発防止対策検証委員会委員のほか、公募による市民、磐田市職員団体、磐田市労働組合団体、女性団体等からもそれぞれ委員を選出すること。
- (2) 慣行・慣例の見直し等、組織体制の検証・改善を継続的に実施すること。
- (3) 職員倫理規程ガイドブックは具体的な事例等も掲載して作成し、わかりやすく効果のある内容にするとともに、研修を定期的で開催し、理解度を高めること。
- (4) 公益通報制度は、対応する相談員の体制を整備し、匿名の通報にも対応する等、活用しやすい制度とすること。
- (5) 職員の公正な職務の執行やモニタリングの強化を図るため、内部統制の仕組みを確立すること。
- (6) 技術・知識の面で民間に対応できる専門職の設置や採用、資格取得を進めること。

## 2 入札制度について

- (1) 建設事業審査委員会に対する監視体制を強化・構築すること。
- (2) 入札制度については、県や近隣自治体の現状とも照合し、総合評価方式やランク分けも含め、定期的な見直しを図ること。

## 3 前副市長への対応について

今回の事件に対し、判決で最も重い懲役1年6カ月（執行猶予3年）が言い渡された前副市長に対し、副市長在任期間に係る退職金の自主返納等責任を求めるよう検討すること。

## 4 市民への説明について

公契約関係競売入札妨害事件の原因と再発防止策を、市民に広く周知すること。

## 5 議会への対応について

「(仮称) 磐田市コンプライアンス委員会」への対応と同様に、市からの実績・進捗報告や市に対する意見・提言・助言に関しては、磐田市議会にも情報提供する体制とすること。

以上